

傍聴要綱

三橋地域審議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三橋地域審議会(以下「審議会」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 審議会の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

2 受付は、原則として審議会開催予定時刻の15分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者

(4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。

(5) 会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

